

UBS 環境ロング・ショート・ファンド (為替ヘッジあり)/(為替ヘッジなし)

追加型投信/内外/株式/特殊型(ロング・ショート型)



ファンドの特色

- ■環境に着目したロング・ショート戦略によるトータル・リターンの追求
- ■いかなる市場環境においてもリターンの獲得を目指すヘッジファンド
- ■経験豊富な運用チームを有するUBSオコーナー
- ■「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2種類のファンドから選択

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※当レポートにおける分配金については全て税引前としております。また、基準価額の記載については全て信託報酬控除後としております。

運用実績く為替ヘッジあり>

ファンドデータ

基準価額	8,768円
純資産総額	1.8億円
設定日	2021年9月29日
信託期間	2021年9月29日から 2023年3月30日まで
決算日	原則として毎年2月および 8月の各2日 (休業日の場合は翌営業日)

分配金実績(1万口当たり、税引前)

決算日	分配金額
2022年2月2日	0円
2022年8月2日	0円
2023年2月2日	0円
_	_
_	_
設定来累計	0円

基準価額(分配金再投資)と純資産総額の推移



基準価額(分配金再投資)の騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	 設定来
ファンド	-0.54%	-1.96%	-5.65%	-6.97%	_	-12.32%

運用実績く為替ヘッジなし>

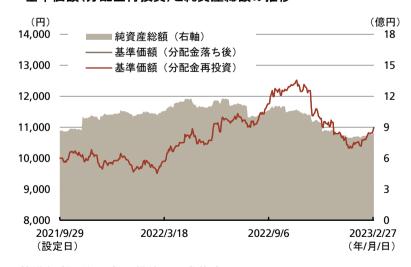
ファンドデータ

基準価額	10,997円
純資産総額	8.5億円
設定日	2021年9月29日
信託期間	2021年9月29日から 2023年3月30日まで
決算日	原則として毎年2月および 8月の各2日 (休業日の場合は翌営業日)

分配金実績(1万口当たり、税引前)

決算日	分配金額
2022年2月2日	0円
2022年8月2日	0円
2023年2月2日	0円
_	_
_	_
設定来累計	0円

基準価額(分配金再投資)と純資産総額の推移



基準価額(分配金再投資)の騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	4.71%	-2.91%	-5.03%	12.25%	_	9.97%

- ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。
- ※上記の基準価額(分配金再投資)の推移グラフは設定日から報告基準日までのデータを表示しています。基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。

[※]騰落率は各応答日で計算しています。応答日が休業日の場合は前営業日の数値で計算しています。基準価額の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。上記は過去の 実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

Environmental Long Short Japan Master Limitedのポートフォリオの状況

※Environmental Long Short Japan Master Limited (以下「指定外国投資信託」とします。) は、当ファンドが主要投資対象とするケイマン籍外国投資法人の発行する円建て外国投資証券です。

指定外国投資信託の運用を行っているUBSオコーナーで、1月下旬に戦略的な見直しを行った際、当外国投資信託の運用戦略が、いかなる市場環境においてもリターンの獲得を目指すという投資目的を達成する有効な投資手段ではない状況であるとの判断に至りました。急速に変化する市場環境と当株式ロング・ショート戦略の不安定な運用環境を考慮し、2月7日ですべてのポジションを解消しキャッシュ化を完了いたしました。本レポートの基準日時点で指定外国投資信託内での有価証券の保有はございません。

お知らせ

主要投資対象である指定外国投資信託が2023年3月21日をもって償還される旨の正式な通知を受領いたしました。これによりまして、当ファンドにおきましては、信託約款第39条第2項の規定に従い、投資家の皆様に対して速やかに信託財産の返還を行うこととし、2023年3月30日付で当ファンドの繰上償還を行います。なお、繰上償還手続き開始にあたり、3月窓開け期間(3月1日~3月24日)にかかる購入・換金申込みの受付は停止させていただきます。

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。</u>したがって、投資元本が保証されているものではなく、基<u>準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。</u>また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■当ファンドのロング・ショート戦略にかかるリスク

当ファンドが採用するロング・ショート戦略では、信用取引やデリバティブ取引等を利用してロング・ポジションあるいはショート・ポジションを構築します。買い建て(ロング・ポジション)取引のほか、売り建て(ショート・ポジション)取引も行いますので、売り建てた株式等が値上がりした場合も基準価額が下落する要因となります。ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合には、ロング・ポジションのみのファンドより大きな損失になる可能性があります。投資対象の市場動向にかかわらず、収益が得られなかったり損失が発生したりすることがあります。また、レバレッジ※を活用した場合には、投資対象の市場における値動き以上の損失が発生する可能性があります

※通常時において、当ファンドのグロス・エクスポージャーは、純資産総額に対し概ね200%から300%の範囲を目標とすることを想定しております。 (2022年8月末時点)

■株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に 大きく変動することがあります。当ファンドの場合はロング・ポジションの組入銘柄の株価が下落した場合およびショート・ポジ ションの組入銘柄の株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があり、基準価額に 影響を与える要因になります。

■カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

■為替変動リスク

[為替ヘッジあり]

実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替へッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

[為替ヘッジなし]

実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替へッジを行いませんので、円と当該組入 資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

■解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有する有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

[クーリング・オフ]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[指定外国投資信託における解約制限]

指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の25%を超える場合に、解約申込に制限をかける場合があり、これにより、当ファンドの換金申込の一部もしくは全部が行えない、または換金申込の受付の取消などの影響を受ける可能性があります。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点(続き)

[流動性リスクに関する留意点]

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	特定日の翌々営業日の基準価額に、 <u>3.3%(税抜</u> 3.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が独自に定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務 手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

•投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用										
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に <u>年率0.847%(税抜年率0.77%)</u> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) 委託会社 0.04% 委託した資金の運用の対価									
			販売会社 0.70% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価									
			受託会社 0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価									
			※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。									
		投資対象とする投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率1.10%程度+成功報酬 ^(注) (委託会社が試算した概算値) (注) 月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク(過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値)を上回った場合、超過部分の20%が成功報酬としてかかります。(ドル建てで算出) ※当ファンドの委託会社は、投資先ファンドの関係法人(UBSグループの関係会社)との契約に基づき、当ファンドに関連して、当該関係法人が当該投資先ファンドにおいて受取った報酬の一部を受領する場合があります。									
		実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して <mark>年率1.947%程度+成功報酬 (注)</mark> (注) 成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。									
	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純)	資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了の ムわれる主な費用									
		監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用									
		印刷費用等	去定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等									
		実費として、原則発	則発生の都度ファンドから支払われる主な費用									
		売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料									
		保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用									
			資信託証券において、実費としての諸費用がかかります。 取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。									

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位 販売会社が独自に定める単位とします。

購入価額 毎月の特定日の翌々営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)

購入代金 販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位 販売会社が独自に定める単位とします。 換金価額 毎月の特定日の翌々営業日の基準価額

換金代金 原則として特定日から起算して9営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込締切時間 毎月の特定日※1に購入申込・換金申込を受付けるものとします。

当月の特定日に係る購入・換金の申込期限は、原則として特定日の5海外営業日前^{※2}までとし、当月の特定日に係る申込については、当月の第1営業日から申込期限の日までの各営業日に行うものとします。当月の指定された当該期間における各営業日の午後3時までに購入申込・換金申込が行われ、かつ当該申込に係る所定の事務手続きが完了したものを当月の申込分とします。

※1 特定日は、主要投資対象である指定外国投資信託における各月の最終営業日とします。なお、指定外国投資信託の営業日はロンドン証券取引所、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、日本の銀行、ケイマンの銀行が休業日でない日とします。

日でない日とします。 ※2 海外営業日は、指定外国投資信託における営業日ベースとします。

換金制限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

なお、指定外国投資信託における解約制限により、当ファンドの換金申込の一部もしくは全部が行えない、または換

金申込の取消などの影響を受ける可能性があります。

購入・換金不可日 当ファンドは毎月の特定日にかかる申込期間において、購入・換金の申込を行うことができます。当該申込期間以

外の日に購入・換金の申込を行うことはできません。

信託期間 2021年9月29日から2023年3月30日まで

繰上償還 主要投資対象とする指定外国投資信託が存在しないこととなる場合には、各ファンドは繰上償還されます。

また、次のいずれかの場合には、各ファンドは繰上償還されることがあります。

・当初設定日より1年経過後(2022年9月29日以降)に信託財産の一部解約により各ファンドの純資産総額が30億円

を下回ることとなったとき ・受益者のため有利であると認めるとき

・やむを得ない事情が発生したとき

決算日 原則として毎年2月2日および8月2日(休業日の場合は翌営業日)

収益分配 毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)

課税関係 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

購入・換金の申込方法(特定日売買)について

- ・毎月の特定日^{※1}に購入、換金の申込の受付けが行われます(一般的な投資信託と比べ換金流動性に制約があります)。
- ・購入、換金の申込期限は、原則として特定日の5海外営業日前^{※2}までとし、当月の特定日に係る申込については、当月の第1営業日から申込期限の日までの各営業日に行うものとします。
- ・購入、換金代金の受渡しは、原則として特定日から起算して9営業日目とします。

※1 特定日は指定外国投資信託における各月最終営業日とします。なお、指定外国投資信託の営業日は、ロンドン証券取引所、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、日本の銀行、ケイマンの銀行が休業日でない日とします。

※2 海外営業日は、指定外国投資信託の営業日ベースとします。

						Ī	헰	J									\rightarrow															71	á ,																\rangle				33 77		月			
17	1	8	19	20	21	2	2 2	23	24	25	2	6	27	28	29	9 3	0 1	2	2 3	3 4	! !	5 (5	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1 1	2	3	4	1 5	6	5 7	7 8	3	9
В	F	3	火	水	木	金	È.	±	В	月	ע	ų:	水	木	金	E	E E	B F	k ا	ر کا	< 7	5	£ :	±	В	月	火	水	木	金	±	В	月	火	水	木	金	±	В	月	火	水	木	金	±	В	F	J W	ر ب	k z	金	£ ±	- E	3	ر ∃	k z	k :	木
						前月 申込終了									前月 特定日			日汉界女(男工宣等日)										前月 申込代金の受渡日		7. 84											申込終了(特定日の5海外営業日前)							特定日(指定外国投資信託の月内最終営業日)										
	П					1		- 1				-1																	1 ×	<u>~</u> #	7 E	u .										1	1	1			1						3 34	ξĽ	4			ĺ

ファンドの関係法人

委託会社 UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社

			加入	協会	
商号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	0	0	0	0
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	0	0	0	

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。